

# 短期保証

別表 2 - 2

保証対象部分	保証期間	性 能 基 準	免 責 事 項
<b>防水工事</b> *浴室等の水廻り部分 及び外壁開口部取付 等のシーリング部分	2年	浴室等の水廻り部分は、タイル目地の劣化、防水層の破断、水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良等により、通常の使用状態で水漏れが生じてはならない。 外部開口部取付シーリング等の部分は、シーリング材の施工不良による劣化等により、雨水がこれらの部分から浸入してはならない。	タイルの目地等多少の亀裂等は、避けることができない現象であり、住宅の品質及び性能を損なうものではありません。
<b>断熱・防露工事</b> *壁・床・天井裏等の断熱、防露工事を行った部分	2年	壁面、床下、押入等は、水蒸気の発生しない暖房機の通常の使用により、結露水のしたたりが生じてはならない。	1. 換気不足及び水蒸気を大量に発生するような住まい方に起因するもの。 2. ガラスの表面が曇る現象は、通常の生活で避けることができない現象で、住宅の性能を損なうものではありません。
<b>電気工事</b> *配管・配線	2年	配管、配線は、接続・支持不良、破損、腐蝕等が生じてはならない。	
*スイッチ・コンセント	1年	スイッチ、コンセント、インターホン、チャイムは、作動不良・取付不良が生じてはならない。	
<b>給水・給湯・温水暖房工事</b> *配管	2年	配管は、接続・支持不良、腐蝕、電蝕、折損等の現象が生じてはならない。又結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。	
*蛇口・水栓・トラップ	1年	蛇口、水栓、トラップは、作動不良、取付不良が生じてはならない。	
*厨房・衛生器具	1年	厨房・衛生器具は、取付不良、排水不良、水漏れ、作動不良、破損が生じてはならない。	
<b>排水工事</b> *配管	2年	配管は、勾配、固定、接続不良等による排水不良又は地盤沈下により、漏水、折損の現象が生じてはならない。又結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。	
<b>汚水処理工事</b> *汚水処理槽	2年	汚水処理槽は槽のひび割れ腐蝕による漏水、又は不等沈下により機能不全の現象が生じてはならない。	
<b>ガス工事</b> *配管	1年	配管は、接続・支持不良、破損、腐蝕等が生じてはならない。	
*ガス栓	1年	ガス栓は、取付不良、作動不良、破損等が生じてはならない。	
<b>雑工事</b> *小屋裏、軒裏及び床下の換気口	2年	換気口は、つまり、脱落、著しい腐蝕等の現象が生じ、雨、雪等の侵入及び換気性能の低下をきたしてはならない。	
<b>その他の免責事項</b>		次の場合に発生した品質性能基準違反については、当社に責任はありません。 1. 竣工後、ベランダ（バルコニー）・物干しもしくは水槽等の重量物を屋根に載せ、又は当社以外の者が、それらの取付工事もしくは、アンテナ工事等のため屋根に上ることにより、損傷を与えた場合。 2. 石油ストーブ、ガスストーブ等を十分な換気を行わずに長期間使用した場合。 3. 暖房機器の上で水を沸騰させる等多量に加湿した場合。 4. 小鳥等の巣により換気口、雨樋等がふさがれた場合。 5. 重量車両の通行による振動等が原因の場合。 6. 多雪地域以外の地域において、雪により樋が脱落、破損又はたれ下がった場合。 7. 植物の根等が原因の場合。	